

羽村市 子ども・子育て支援事業計画

＜平成27年度～平成31年度＞



計画策定の背景

少子化の進行や、子どもや子育てをめぐる環境が一層厳しくなっているなどの状況から、国は新たな子育て支援の制度の検討を行い、平成24年8月には子ども・子育て関連3法を制定しました。新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てしやすい社会の実現を目指しています。

本計画は、羽村市次世代育成支援行動計画の取組状況等を踏まえた上で、新たな子ども・子育て支援制度として、幼稚園などを通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育などへの給付である「地域型保育給付」や「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して策定するものです。

■子ども・子育て支援新制度給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

幼稚園・保育園・認定こども園

地域型保育給付

- 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- 家庭的保育（保育者の居宅等で行う保育で利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（子どもの居宅で行う保育）
- 事業所内保育（事業所内で行う保育）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 学童クラブ事業
- 子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 施設型給付、地域型保育給付は、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市から施設などに直接支払う仕組み（法定代理受領）です。

計画の対象

本計画の対象は、子どもが生まれる前から概ね18歳までの全ての子どもとその家庭とします。

計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。
- 次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の施策等を他の関連計画との整理をした上で、後継計画として策定するものです。
- 市の総合的なまちづくりの指針である「第五次羽村市長期総合計画」との整合を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」や「羽村市生涯学習基本計画」など子ども・子育てに関する内容を定めた各種個別計画との調和を保つものです。
- 東京都が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」や「東京都ひとり親家庭自立支援計画」などの関連計画との整合を図り、連携を確保するものです。

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定める必要があります。

羽村市の人口は、東京都の市部では一番少なく、広さは東西に4.23km、南北に3.27km、面積は9.9km²と三番目に小さい状況にあります。人口・面積ともに小規模な自治体であり、平坦な地形で、移動に困難を伴うほど市内を分断する地理的要因もないこと、また既存施設の整備状況などから、教育・保育提供区域は、市内全域を一つの区域として設定しました。

計画の策定経過

- **羽村市子ども・子育て会議の設置**
知識経験者、教育・保育施設の代表者、子どもの保護者、公共的団体の代表者、事業所の代表者、公募市民からなる「羽村市子ども・子育て会議」を設置し、会議を重ねてきました。
- **羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会の設置**
計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う庁内組織として、子ども・子育て支援に関連する部署の職員からなる「羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置し、検討を行いました。
- **アンケート調査の実施**
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握し、量の見込みを算出するため、「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」を実施しました。

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者	合計
配布数	1,000	600	1,600
有効回収数	590	348	938
有効回収率	59.0%	58.0%	58.6%
- **意見公募手続の実施**
本計画の素案を平成27年1月に市公式サイト等で公表し、計画に対する市民の意見を求め、市の計画として策定しました。

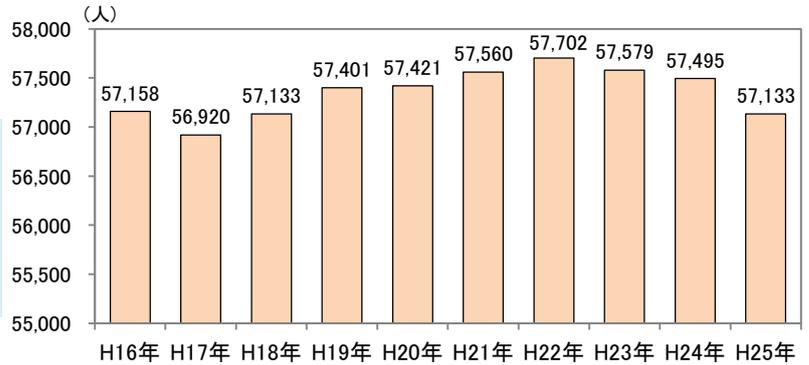
人口・出生の動向



総人口

羽村市の総人口は平成 22 年の 57,702 人をピークに減少傾向にあり、平成 25 年 4 月 1 日現在で 57,133 人となっています。

資料：羽村市人口統計表
(各年 4 月 1 日現在)

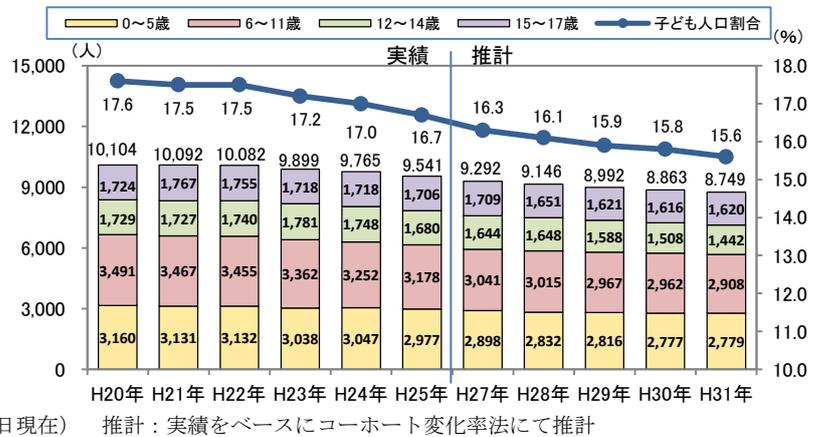


子どもの人口

羽村市の子ども人口は、どの年齢層とも減少傾向にあり、総人口に占める子ども人口割合も年々減少傾向にあります。

将来推計も同様、年々減少傾向が見込まれます。

資料：【実績】羽村市人口統計表(各年 4 月 1 日現在)

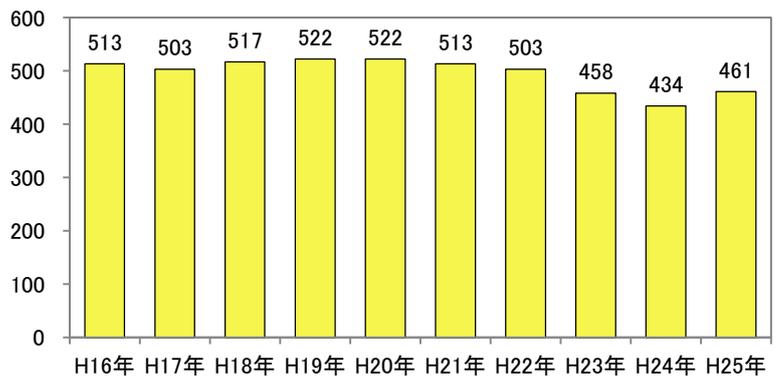


推計：実績をベースにコーホート変化率法にて推計

出生数

羽村市の出生数は毎年 500 人台前半で推移し、ほぼ横ばい状態が続いていましたが、平成 23 年には 500 人を下回り、平成 25 年では 461 人となっています。

資料：人口動態統計



合計特殊出生率

羽村市の合計特殊出生率は、平成 22 年から平成 24 年に減少しましたが、平成 25 年において上昇し、国の平均を上回りました。東京都平均よりも高い傾向は続いています。

資料：人口動態統計



基本理念



市では、第四次、第五次羽村市長期総合計画の基本理念である「自立と連携」を踏まえて羽村市次世代育成支援行動計画を策定し、子どもや子育て家庭を支えるための各種施策を推進してきました。安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもの健やかな育ちを実現するためには、これからも、行政や地域社会をはじめ社会全体であたたかく支え合っていくことが必要です。そこで、次世代育成支援行動計画の基本理念を本計画の基本理念として継承します。

子育てや 子どもの育ちを あたたかく支えるまち はむら

基本目標

基本理念である「子育てや 子どもの育ちを あたたかく支えるまち はむら」を踏まえ、本計画を推進するため、次の6つの基本目標を柱として、施策を展開していきます。

1	妊娠・出産期からの支援
2	地域における子育ての支援
3	就学前の子どもの教育・保育の充実
4	子どもの心身の健やかな成長のための環境整備
5	子どもと家庭へのきめ細かな支援
6	仕事と生活の調和のための環境整備

施策の体系

基本目標

施策の方向

主な事業

1 妊娠・出産期からの支援

(1) 子どもや母親のための保健事業の充実

- ①母子健康手帳
- ②父親ハンドブック
- ③妊婦健康診査
- ④妊婦歯科健康診査
- ⑤母親学級・両親学級
- ⑥妊産婦訪問指導
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導
- ⑧未熟児訪問指導
- ⑨養育支援訪問事業
- ⑩産婦健康診査
- ⑪乳幼児健康診査
- ⑫乳幼児経過観察健康診査
- ⑬1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査（心理相談）
- ⑭乳幼児発達健康診査
- ⑮精密健康診査
- ⑯幼児期における歯科健康診査等
- ⑰育児相談
- ⑱予防接種

(2) 食育の推進

- ①ひよこサロン（離乳食スタート教室）
- ②もぐもぐ教室（生後7か月以降の離乳食教室）
- ③乳幼児期における食育の推進
- ④健康料理講習会（ママズキッチン）
- ⑤学校給食等を生かした食育の推進
- ⑥稲作体験

(3) 医療サービスの充実

- ①福生病院組合の運営支援
- ②平日夜間急患センター診療事業
- ③休日診療事業
- ④休日歯科診療事業
- ⑤休日準夜診療事業
- ⑥特定不妊治療費の助成

母親や乳幼児等の健康の確保と増進及び
親の育児不安の解消等を図り、安心して子どもを産み、
健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉及び
教育の分野の連携を図り、妊娠・出産期からの
切れ目のない支援に努めます。

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援事業の充実

- ①子ども家庭支援センター事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援
- ④母親同士の仲間づくり
- ⑤育児相談（再掲）
- ⑥子育て応援ガイドブック
- ⑦子育てサークルガイド
- ⑧民生・児童委員（主任児童委員含む）活動
- ⑨産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援
- ⑩あかちゃん休憩室事業
- ⑪親子の外出支援
- ⑫利用者支援事業

(2) 子育て支援のネットワークの活用

- ①子育て相談体制のネットワーク
- ②ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ③子育てボランティアの育成
- ④小地域ネットワーク活動の支援

(3) 子育ての経済的負担の軽減

- ①児童手当の支給
- ②乳幼児医療費助成
- ③義務教育就学児医療費助成
- ④出産育児一時金
- ⑤入院助産
- ⑥未熟児養育医療の給付
- ⑦幼稚園就園奨励費補助金
- ⑧幼稚園等園児保育料助成金
- ⑨小中学生の就学援助
- ⑩学校行事等保護者負担軽減補助金等
- ⑪入学資金融資制度
- ⑫認証保育所利用者負担軽減補助金

身近な地域で、安心して子育てができるよう、相談機能の充実や地域の子育て環境の整備、子育て支援のためのネットワークの活用などにより、全ての子育て家庭を地域全体で支援していくとともに、出産から医療、就学まで、子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。

3 就学前の子どもの教育・保育の充実

(1) 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の充実

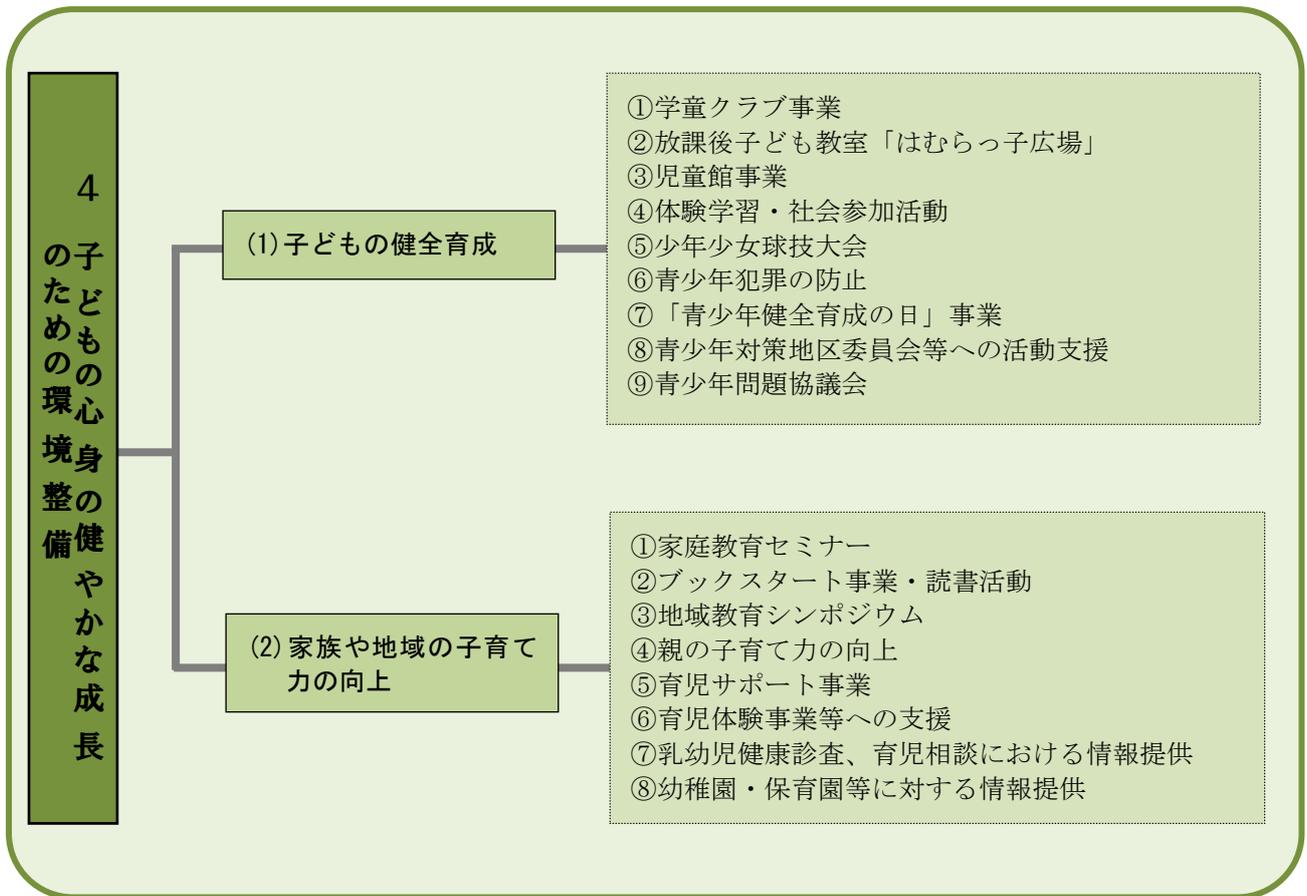
- ① 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保
- ② 適切な教育・保育給付と指導監督
- ③ 連携のための取組
- ④ 幼稚園教諭と保育士の合同研修
- ⑤ 評価による質改善
- ⑥ 教育・保育の一体的提供
- ⑦ 民間保育園の施設整備
- ⑧ 市立保育園の民営化

(2) 保育事業の充実

- ① 家庭的保育事業
- ② 時間外保育事業（延長保育事業）
- ③ 子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）
- ④ 一時預かり事業
- ⑤ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑥ 休日保育事業
- ⑦ 年末保育事業
- ⑧ 定期利用保育事業
- ⑨ 障害のある子どもの保育
- ⑩ 認証保育所事業

子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から発達段階に応じた就学前の子どもの教育・保育が適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保と質的向上に努めるとともに、多様な保育事業の充実を図ります。





全ての子どもを対象として放課後や週末等に、
 地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊ぶ、
 学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行
 うことができ、安全・安心に過ごせる環境を整備していきます。
 また、家庭だけでなく地域の子育て力を高め、
 一人一人の子どもの健やかな成長を支援していきます。



5 子どもと家庭へのきめ細かな支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ①子ども家庭支援センター事業（再掲）
- ②児童虐待防止への意識啓発
- ③児童虐待防止ネットワーク
- ④乳幼児健康診査（再掲）
- ⑤訪問事業等による養育支援家庭の把握
- ⑥養育支援訪問事業（再掲）
- ⑦子育て相談及び母親同士の仲間づくり

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ①ひとり親家庭への情報の提供
- ②母子・父子自立支援プログラム策定等事業
- ③児童扶養手当・児童育成手当の支給
- ④母子・父子自立支援員活動
- ⑤ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ⑥母子生活支援施設入所事業
- ⑦母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付
- ⑧ひとり親家庭休養ホーム事業
- ⑨ひとり親家庭の就業等を支援する事業
- ⑩ひとり親家庭等の医療費助成

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

- ①健康診査等
- ②早期療育に結びつけるための関係機関との連携
- ③各種手当の支給
- ④各種医療費の助成
- ⑤心身障害児童施設通園費助成
- ⑥特別支援教育就学奨励費
- ⑦障害のある子どもの保育(再掲)
- ⑧日中一時支援事業「青い鳥」
- ⑨居宅介護等の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援
- ⑩就学相談・転学相談
- ⑪関係機関との連携
- ⑫特別支援教育
- ⑬特別支援学級及び特別支援教室（拠点校・巡回校）
- ⑭はばたきファイル(支援ファイル)

ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、支援が必要な子どもの健全な育成を図るため、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな福祉サービスの提供と教育環境の整備並びに自立支援に資する取組を推進します。

基本目標

施策の方向

主な事業

6 の仕事と生活の調和 のための環境整備

(1) 仕事と子育ての両立 支援

- ① 母親学級・両親学級（再掲）
- ② 父親向けの育児講座
- ③ 広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発
- ④ 女性のための再就職、キャリアアップ応援講座
- ⑤ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知
- ⑥ 多様な保育事業の提供

仕事と生活の調和についての理解が促進し、
仕事と家庭の両立ができるよう、事業主や労働者、
市民への広報、啓発に努めるとともに、多様な働き方に対応した
子育て支援施策の充実を図ります。

量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもの教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を計画に定めることとされています。

《教育・保育施設等》

保育の必要性の認定区分（1号、2号、3号）ごとに定めています。

《地域子ども・子育て支援事業》

地域の実情に応じて実施する11の事業について定めています。

計画の推進

本計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表します。

評価結果や羽村市子ども・子育て会議の意見を考慮し、必要に応じて見直しを行い、各事業の改善等につなげていきます。